介護職員処遇改善加算等に対する対応

職員各位

社会福祉法人湯寿会

令和4年6月分のから介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算について、当法人の対応を下記のとおりと致しますので、ご理解をお願い致します。

記

- 1 介護職員処遇改善加算の支給方法について
 - (1) 昇給 介護職員対象の昇給分
 - (2) 特殊業務手当等の増額分
 - (3) 夜勤手当の増額分
 - (4) 休日勤務手当

昇給は各年度の事業実績(予算)、世間水準、物価水準等を勘案し毎年法人が決 定します。介護職員以外に対しても、昇給は同様に行います。

2 介護職員等特定処遇改善加算の支給方法について

	適応者(常勤職員)	支給金額(予定額)		
		毎月	一時金	合計
		【R4.6~R5.5】	【R5.5】	
A	介護職	11,000 円/月	79,200 円	211,200 円
	介護福祉士資格保持者	11,000 1/ /]	79,200]	211,200]
В	介護職	8,800 円/月	63,360 円	168,960 円
	A以外の職員			
С	その他職種	4,400 円/月	31,680 円	84,480 円
	年収見込が 430 万以下の職員			

※受給者の労働日数によって支給金額は異なります。また、一時金は適応者全体 の労働日数や労働者数によって増減します。

1及び2の加算額(収入額)は各サービスの稼働や加算の取得状況等によって増減しますので、調整が必要な場合には一時金などを支給する場合があります。